

○高山市伝統的建造物群保存地区保存条例

昭和52年3月30日

条例第45号

改正 平成11年12月22日条例第23号

平成16年3月9日条例第20号

平成17年3月9日条例第59号

平成23年9月14日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、高山市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、郷土の重要な歴史的、文化的遺産としての伝統的建造物群の保存、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もつて本市の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる「伝統的建造物群」をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する「伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存計画)

第3条 高山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、都市計画に保存地区が決定されたときは、高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 建築物の保存整備計画に関する事項
- (4) 建築物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 委員会は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び第3項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ市長及び委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却
 - ア 仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 病害虫等防除のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 岐阜県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

3 市長及び委員会は、第1項の規定による許可をする場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 市長及び委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準（市長にあつては第8号に定める基準）に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（国の機関等に関する特例）

第6条 国民若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機

関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び委員会に協議しなければならない。

第7条 次の各号に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条後段の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び委員会にその旨を通知しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国、県、若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなるものが、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に規定する事業
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良、その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (6) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (7) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡、名勝、天然記念物の保存に係る行為又は岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号）及び高山市文化財保護条例（昭和51年高山市条例第44号）の規定により指定された文化財の保存に係る行為
- (10) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (11) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為
- (13) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
（平23条例9・一部改正）

（助言等）

第8条 市長及び委員会は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長及び委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によつてした許可を取り消し、又は工事その他の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) 第4条第3項の規定により、許可に付した条件に違反した者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長及び委員会は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第10条 市は、第4条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第11条 市は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第12条 委員会に審議会を置く。

2 審議会は、市長及び委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び委員会に建議するものとする。

3 審議会の委員の定数は20人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 審議会に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

7 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第9条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則及び委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第4条から第11条まで及び第13条の規定は、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあつた日から施行する。

2 高山市市街地景観保存条例(昭和47年高山市条例第17号。以下「景観保存条例」という。)第3条の規定により指定した市街地景観保存区域とこの条例の規定による保存地区とが重複する区域においては、この条例を適用する。ただし、前項ただし書の規定によるこの条例施行の際、既に景観保存条例第5条の規定により届出され

ている行為は、この限りでない。

附 則（平成11年12月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月9日条例第20号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成16年3月規則第46号により、平成16年4月1日から施行〕

附 則（平成17年3月9日条例第59号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月14日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

(参 照)

文化財保護法 (抄)

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中 略)

6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(以下略)

(伝統的建造物群保存地区)

第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第143条 市町村は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

(以下略)

